

## ○川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

平成 11 年 12 月 24 日条例第 49 号改正

### 【抜粋】

#### 第 4 章 緑化の推進

(地域緑化推進地区)

第 26 条 市域における相当規模の一団の土地の区域内において、当該区域内の市民及び関係人が自主的に緑化を推進しようとする地区の代表者は、当該地区の緑化の推進について次に掲げる事項を定めた計画（以下「地域緑化推進計画」という。）の案を作成し、市長の認定を受けることができる。

- (1) 地区の区域
- (2) 地区における緑化の内容
- (3) 緑化した土地等における緑の管理の内容
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、緑化の推進に関し必要な事項

- 2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地域緑化推進計画の案が、適当であると認めるときは、当該案で定められた地区を地域緑化推進地区として指定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により地域緑化推進地区を指定したときは、地域緑化推進計画に定められた事項が地区内の市民及び関係人に周知されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市長は、地域緑化推進計画の案の作成及び地域緑化推進地区における緑化の推進等に関し、技術の提供その他必要な支援を講ずることができる。
- 6 地域緑化推進地区の代表者は、地域緑化推進計画の変更又は廃止をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 7 市長は、前項の規定による廃止の届出があったときは、地域緑化推進地区の指定を解除するものとする。

## ○川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則

平成 12 年 11 月 30 日規則第 123 号改正

### 【抜粋】

#### 第 4 章 緑化の推進

(地域緑化推進計画案の申請)

第 19 条 条例第 26 条第 2 項の規定による申請をしようとする者は、地域緑化推進計画案認定申請書（第 15 号様式）に緑化の内容を示した図面その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(地域緑化推進計画の変更等)

第 20 条 条例第 26 条第 6 項の規定による届出をしようとする者は、地域緑化推進計画変更（廃止）届（第 16 号様式）を市長に提出しなければならない。